

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第 8 1 8 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和元年 1 1 月 6 日（水曜日）午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者（1 8 名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
1 0 番 寺田 巧	1 1 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

5. 付議案件

議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号	農地法第 5 条許可申請審査について
議案第 3 号	宿毛市農用地利用集積について

○議 長 (会長あいさつ)

これより第818回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、2番山口一晴委員、3番濱田頼之委員にお願いします。

○議 長 これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 今回の申請は3件。内訳は、いずれも売買です。
それでは、ご説明いたします。番号12番。場所は2ページに位置図をつけております。大字戸内。工業団地手前中筋川沿いに広がる農地のうちの3筆のほか、天神地区の農地1筆、平田小学校周辺の農地3筆のあわせて7筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、市外へ居住しておりこの度農地を処分することとなり、地元の方へ売買で譲ることとなりました。

登記地目は天神地区の農地1筆が畑で、それ以外は全て田です。畑では季節野菜を、田では水稻を作る予定です。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続いての案件は、譲受人が同一ですので一括してご説明いたします。番号13番と14番。場所はいずれも3ページに位置図をつけております。

場所は大字橋上。橋上小学校向かい、松田川沿いに広がる農地のうちの4筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、この度農地を処分することとなり、地元の方へ売買で譲ることとなりました。

登記地目は全て田で、引き続き水稻を作る予定です。

本申請は、双方から委任を受けた坂本行政書士（四万十市）から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 続きまして、受付番号12番について戸内地区担当の私の方から説明いたします。

○会 長 【議案書をもとに12番朗読】
会長より発言。

○議 長 続きまして、受付番号13番及び14番について橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに13番及び14番朗読】
濱田委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」の3件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

受付番号19番、所在地橋上町神有、位置図は6ページになります。主要地方道宿毛津島線、神有キャンプ場の手前の左側の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。なお、申請地周辺の農地は申請者の所有地になっています。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は1066.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費35万円、太陽光発電施設の設置工事費800万円、自己資金835万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号20番、所在地橋上町神有、位置図は6ページになります。主要地方道宿毛津島線、神有キャンプ場の手前の右側の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は1,320.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費50万円、太陽光発電施設の設置工事費900万円、自己資金950万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号23番、所在地橋上町神有、位置図は8ページになります。主要地方道宿毛津島線、神有キャンプ場の左側（議案第19号）の土地になります。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は857.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費35万円、太陽光発電施設の設置工事費770万円、自己資金805万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号21、22番、所在地山奈町山田、位置図は7ページになります。竹部地区に入り川田鮮魚店の前を直進し右折した左側の土地。

転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されていますが、隣地農地5か所の内、同意書は1か所しか取れておらず、被害防除計画書で対応、また、隣接する2か所の一般住宅所有者からの同意書も取れておりません。

太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は1,203.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費100万円、太陽光発電施設の設置工事費1,000万円、自己資金1,100万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、その他の農地と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号19番及び20番、並びに23番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに19番及び20番、並びに23番朗読】
濱田委員より発言

○議 長 続きまして、受付番号21番及び22番について、山田地区担当の今津委員より説明をお願いします。

○今津委員 【議案書をもとに21番及び22番朗読】
今津委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」5件の報告があり、19番及び20番、並びに23番については審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」の3件及び2件については、

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題
といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は9ページになります。今回は新規が1件です。
番号61番。場所は大字芳奈。浜田の泊屋の向かいに広がる農地のうちの
1筆になります。
地目は田で、ネギを作るとの計画が出されています。設定期間は1年間、
利用権の種類は使用貸借となっております。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別
紙調査書)と考えております。
今回の利用権設定は以上になります。

- 議 長 続きまして、受付番号61番について、芳奈地区担当の澤田委員お願い
いたします。

- 澤田委員 **【議案書をもとに61番朗読】**
澤田委員より発言。

- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」1件は、市に通知することに決しました。

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。

非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。

番号16番。申請場所、所在地平田町戸内。登記地目田。地図の方は11ページになります。場所は、国道56号線、寺山口の交差点を右折した右側の土地で、昭和19年頃、一般住宅を建築し現在に至る。

以上1件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号16番について、戸内地区担当の私の方から説明いたします。

○会 長 **【議案書をもとに16番について朗読】**

会長より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明 1 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明 1 件は、証明することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

(研修視察について)

このことにつきましては、前回総会時に、実施時期と視察場所についてご提案をいただきその後、事務局で検討した結果、お手元の資料にありますように、今月 28 日(木)に大川村、土佐町及び高知市への視察を計画しております。日程などをご確認いただき、委員の皆さまにはご多忙のこととは思いますが、ご参加くださいますようお願いいたします。

なお、準備の都合がありますので、当日の出欠確認を事前に行います。

もし、都合で参加できない場合は来週の金曜日までにお手数ですが事務局までご連絡ください。

(幡多地区農業委員研修会参加のお礼)

先日はご多忙のところ、幡多地区農業委員会研修会へご参加いただきありがとうございました。

ここで、先日 10 月 28 日(月)に幡多地区女性農業委員による研修会が開催され宿毛市からは田村委員が参加されておりますので、当日の報告をお願いします。

(人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施について)

続きまして人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施についてです。このことにつきましては、7 月総会でスケジュールや内容を説明し先月からアンケートの実施をスタートいたしました。

調査の進め方とあわせてアンケート用紙と一緒に配布し、既に調査票を

提出いただいたところもあります。

アンケート調査は今後も引き続き行っていただき、記入後のアンケート用紙は、お手数ですが事務局まで提出をお願いいたします。

また、アンケート調査実施に伴う活動記録簿への記入に当たっては、以前お知らせしました記入例を参考に、右端のメモ欄へ活動を行った場所（地区名等）を記入するほか、農地所有者等から農地を貸したい、借りたい、売りたい、買いたい等の意向を把握した場合は、記録簿に意向を示した人の氏名と農地の面積・地番等をできる範囲で記入をお願いいたします。

（農業委員及び農地利用最適化推進委員の綱紀の保持について）

このことにつきまして、高知県農業会議より 10 月 2 日付けで通知がありましたので報告します。内容は、大分県別府市と奈良県内の農業委員会において転用を巡る取り扱いで、それぞれの会長が逮捕されたものです。

なお、先月も大阪府内の農業委員等が視察の際の昼食時に飲酒をしていた案件をお伝えしたところですが、このところ不祥事が相次いでおります。

以下、もろもろ書かれておりますが、農業委員会は、法令を遵守し、適正にその職務を遂行することが必要不可欠であり、また、農地の利用関係の調整等の業務を行うためには、住民からの信頼を得ることが重要であります。

以上のことから、今後、不祥事が生じないようにとの通知がありましたのでよろしくをお願いいたします。

（次回総会の日程について）

最後に次回総会の日程をお知らせします。総会は 11 月 27 日（水）午後 1 時 30 分からの開会です。提出議案は先週 1 日（金）に既に締め切り、議案送付日は 20 日（水）の予定です。事務局からは以上です。

○議 長 ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて議了いたしました。これで第818回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分閉会

令和元年11月6日

会　長

農業委員

農業委員